猪苗代町「週休２日確保工事」事務フロー、チェックリスト（土木関係）

発　注　者	チェック		受　注　者	チェック
試行要領に基づき、「週休２日確保工事」対象工事であるか確認する。				
↓				
月単位の４週８休以上を前提に労務費を補正し、工事費を積算する。 ※見積書による設計積算の工事については、月単位補正額で算出された見積もりを徴取し、積算する。なお、見積書には、計上した月単位補正額がわかるよう記載してもらうこと。併せて、備考欄等に通期補正額も記載してもらうこと。 ※通期での週休二日達成の場合、備考欄等に記載がある通期補正額に変更する。 ※週休二日未達成の場合、月単位補正額を減額する。				
↓				
入札通知時に、特記仕様書等へ「週休２日確保工事」である旨を記載する。				
↓				
入札・契約（工事発注）				
			↓	
工程表（任意様式）を確認し、月単位の週休２日が確保されているか確認する。		←	受注者は施工計画書に４週８休以上の工程表（任意様式）を添付し、監督員へ提出する。	
※なっていない場合、可能な範囲で修正をしてもらう。強制ではない。			↓	
看板設置の確認をする。 ※レイアウト等の協議書提出は求めない。		←	工事着手 週休２日確保工事であることを記載した掲示板設置する。 ※レイアウト等の協議書提出は不要。	
			↓	
月単位の週休２日が達成できる内容となっているか振替休日を確認する。		←	やむを得ず、現場閉所日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、監督員へ報告する。	
※なっていない場合、可能な範囲で修正をしてもらう。強制ではない。			↓	
休日取得状況を確認する。 ※月単位の週休２日確保できているか。 ※提示された休日取得状況を監督員が確認すれば、提出までは求めない。		←	毎月、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を監督員に報告 ※休日取得状況は、提示し監督員の確認を受ければ、提出は不要。 ※現場着手した月から提出。準備・片付け期間は含まない。	
※現場着手した月から提出。準備期間は含まない。			↓	
休日取得状況を確認する。 以下の達成状況により、手続きする。 ※別紙【参考】確認表などにより、現場閉所日数の割合を確認する。		←	工事現場の労働者（下請企業を含む）の休日取得状況（現場閉所実績）について、工事現場の労働者の勤務の状況がわかる書類（出勤簿、工事日誌等）を提出	
			※出来形数量の提出時や竣工書類の提出まで	

月単位の週休２日達成	通期の週休２日達成	未達成
↓	↓	↓
補正分の減額変更なし	補正分の減額変更 （補正係数の変更） ※見積積算の場合、補正係数（通期）に変更した見積を徴収し、再積算する。	補正分の減額変更 （補正係数の削除） ※見積積算の場合、補正係数を計上しない見積を徴収し、再積算する。
	↓	↓
	変更契約	
	↓	
工事竣工		

○月単位の週休２日：対象期間内における全ての月毎の現場閉所日数の割合が28.5%（８日/２８日）以上の水準に達する状態をいう。
ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上の閉所を行っている場合に、４週８休以上を達成しているものと見なす。

○通期の週休２日　：対象期間内において、４週８休以上（28.5%（８日/２８日））の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。